

西東京市マスコットキャラクター「いこいな」の商標使用に関する要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市マスコットキャラクター「いこいな」の商標登録第5429894号に係る商標（以下「本件商標」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 使用許諾

本件商標を使用しようとする者（以下「使用申請者」という。）は、あらかじめ申請を行い、市長と商品化権使用再許諾契約（以下「契約」という。）を締結しなければならない。ただし、営利を目的とせず、個人的に又は家庭内で利用する場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定による契約を締結する場合には、必要な条件を付することができる。

3 第1項に規定する契約の締結に要する費用は、使用申請者の負担とする。

第3 使用許諾の期間

本件商標の使用許諾の期間は、契約により定める。

2 前項の規定にかかわらず、第2第1項の規定により契約を締結した者（以下「使用者」という。）は、契約に定める事項に変更がなく、かつ、市長が認めた場合に限り、前項の期間終了後においても、在庫整理の期間として引き続き本件商標を使用できるものとする。

第4 使用許諾の制限

市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本件商標の使用を許諾しないものとする。

- (1) 本件商標の使用によって他の著作物と誤認又は混同を生じさせるおそれのある場合
- (2) 西東京市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (3) 著作権者の名誉を毀損し、社会的若しくは教育的に悪影響を与え、又は本件商標のイメージを損なうおそれのある場合
- (4) 西東京市が特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を市民等に加え、又は与えるおそれのある場合
- (5) 本件商標の使用が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる場合
- (6) 立体物として使用する場合で、その表現が本件商標の立体物と認められない場合
- (7) 法令若しくは公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (8) 宗教的活動、政治活動等に使用する場合
- (9) その他本件商標の使用が適当でないと市長が認める場合

第5 契約の解除等

市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約を解除することができる。

- (1) この要綱その他関係法令に違反したとき。
- (2) 第2第2項の規定により市長が付した使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 第4各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、前項の規定による契約の解除により使用者及び第三者に生じた損害について、一切の責任を負わない。

第6 使用許諾料

本件商標の使用は有償とし、使用許諾料の額は契約により定める。

第7 使用許諾料の納付等

使用者は、第6の規定による使用許諾料を市長の指定する方法により支払わなければならない。この場合における支払に要する費用は、使用者の負担とする。

2 前項の規定による使用許諾料は、理由のいかんを問わずこれを還付しない。使用許諾を受けた事項の変更により新たに生じた使用許諾料も同様とする。

第8 製造数の証明

使用者は、本件商標を用いた商品の製造後、速やかに製造数を証明する書類を市長に提出しなければならない。

第9 目的外使用等の禁止

使用者は、第2の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的に本件商標を使用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、本件商標の使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年9月19日から施行する。